

◇大阪市水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

- 1 デジタル推進課をD X推進課に改組することにしました。
- 2 工務課を土木施設課に改組することにしました。
- 3 施設課を設備課に改組することにしました。
- 4 施設保全センターを設備保全センターに改組することにしました。
- 5 水質試験所を水質管理研究センターに改組することにしました。
- 6 官民連携担当部長の名称を連携推進担当部長に改めることにしました。
- 7 広域連携・海外支援担当部長を廃止することにしました。
- 8 柴島再構築担当部長及び技術業務再編担当部長を新設することにしました。
- 9 その他必要な規定の整備をすることにしました。
- 10 この規程は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部総務課)